

裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	備考	参 考	
							処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する 処分年月日
1	大阪市長	大阪市在住 64歳の男性	平20. 1. 10	遺族補償一時金及び葬祭料の支給	棄却 被認定者は、肺がんを原因とした転移性脳腫瘍により死亡したもので、認定疾病がその死亡に関与したとは認められず、また、肺がんは認定疾病の続発症に含まれない。 よって、原処分は妥当であり、これを取り消す理由はない。	被認定者は、大正11年生まれ、84歳で死亡。 昭和64年、気管支ぜん息で大阪市長から認定を受ける。 障害等級は、認定当初より級外。	平19. 2. 26 平19. 4. 6	①平19. 8. 7 ②平19. 8. 10受理 ③平19. 12. 14
2	岡山県 倉敷市長	倉敷市在住 86歳の女性	平20. 4. 8	遺族補償費の支給	原処分を取り消す 被認定者の慢性腎不全の増悪は、認定疾病である慢性気管支炎の治療に用いた抗生物質の使用と関連しており、慢性腎不全を原因とした尿毒症によって死亡したのであるから、認定疾患である慢性気管支炎が死亡に関与していたと認められる。 よって、原処分は不当であり、これを取り消す。	被認定者は、大正5年生まれ、平成19年91歳で死亡。 昭和51年、慢性気管支炎で認定。 障害等級は、認定時が3級、昭和55年以降2級。	平19. 11. 13	①平19. 11. 30 ②平20. 1. 21 ③平20. 3. 10
3	横浜市長	横浜市在住 32歳の女性	平23. 5. 6	遺族補償費、遺族補償一時金及び葬祭料の支給	却下 本件審査請求は、法定審査請求期間（30日）を過ぎており、遅延理由についても「やむをえない理由」に該当するものとは認められない。 よって、審査請求を却下する。	代理人が開封するまで知らなかった。		①平22. 10. 25 ②平22. 12. 14 ③平23. 2. 24

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分	審査請求の趣旨	裁決の概要	備考	参 考	
							処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	埼玉県さいたま市在住 57歳の女性	平20.1.24	肺がん	認定	棄却 新たに提出された医学的資料には、証拠的価値を認めるに足る前提を欠いており、当審査会はこれらを判断の資とすることはできない。結局、画像診断で審査する他なく、その結果は、軽度の繊維化は認められたが、胸膜ブランクは認められない。また、肺がんに罹患していたとする根拠も乏しく、炎症性の病変を疑う。 よって、処分庁が行った原処分は結論としては支持でき、これを取り消す理由はない。	認定申請者は、審査請求人の夫。 昭和16年出生。 認定申請者が審査請求後の平成20年2月に死亡したので、妻がその地位を承継した。	平19.4.3	平19.12.19
2	大阪市在住 61歳の男性	平21.4.9	中皮腫	認定	原処分を取り消す 放射線画像診断の結果、胸膜ブランク及び肺線維化は認められず、石綿ばく露による疾患であることを示唆する所見は得られなかった。一方、病理組織学検討の結果、メラノサイトへの分化傾向を伴う悪性腫瘍の可能性が相当にあるが、中皮腫との病理組織学的鑑別が、未だ適切に尽くされていないと判断した。さらに、架空の検査結果を含むなど不適切な行為が処分庁側に認められたことによって、原処分の破棄は免れない。 よって、これを取り消す。	認定申請者は、審査請求人の妻。 昭和26年出生。 認定申請後の平成20年7月、57歳で死亡したため同年11月審査請求人が決定申請。	平20.3.14 受理	平21.2.6
3	栃木県真岡市在住 63歳の男性	平21.9.28	中皮腫	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 当審査会における病理組織診断では、中皮腫の所見は得られず、中皮腫とは考えられない、との結論に至った。また、放射線画像診断では、胸膜ブランク、肺の線維化所見のいずれも認められないので、石綿関連の疾患とは考えられない。 よって、原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。	未申請死亡者は、審査請求人の妻。 昭和28年出生。 平成19年11月、54歳で死亡。	平21.1.27	平21.9.10
4	福岡市在住 64歳の男性	平21.10.6	肺がん	認定	棄却 当審査会における放射線画像診断の結果、胃上部付近に主座があり、左胸腔及び胸壁に浸潤・転移した腫瘍が疑われた。また、石綿肺は無く、肺の線維化所見や胸膜ブランクも認めず、石綿関連疾患とはいえなかった病理組織学的診断では中皮腫ではないと診断した。 よって、処分庁が行った原処分は結論的には支持でき、取り消す理由はない。	認定申請者は、審査請求人の妻。 昭和24年4月出生。 認定申請後の平成20年12月、59歳で死亡したため同21年1月審査請求人が決定申請。	平10.10.27	平21.8.25
5	北海道根室市在住 78歳の男性	平21.10.19	中皮腫	認定	棄却 当審査会による放射線画像診断では、結核性腸間膜肉芽腫に相当する所見であり、腹膜中皮腫を示唆する所見はみられなかった。また、病理組織診断の結果、炎症性肉芽組織と思われ、中皮腫を示す所見はみられなかった。 よって、中皮腫ではないとした原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。	審査請求人は、昭和8年生まれ。 5年間船舶通信士として従事、下船後、昭和43年から平成16年まで港湾や造船所等で働いた。	平20.12.4 受理	平21.8.25